

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第九号

昭和二十五年三月十四日(火曜日)午前十一時五十分開会

委員の異動

三月十日委員鈴木順一君及び伊東隆治君辞任につき、その補欠として小林勝馬君及び鬼丸義齋君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○公職選挙法案(衆議院送付)

○委員長(小串清一君) 只今から委員会を開会いたします。公職選挙法案を議題に供します。速記を止めて下さい。

午前十一時五十一分速記中止

十一時四十三分速記開始

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。先刻来委員各位の御研究によりまして、この御意見を承つておるのではありませんが、これに對していろいろの御意見もあるようですから修正等の御意見があれば、この際適當な御意見を願いたいと思います。

○岡本愛祐君 大島君から参議院の地方区の法定得票数を決めるに當つて、参議院の原案にも四分の一と云うやつておられますけれども、これは再検討して見るときつすぎるのじやなからうか、これはやはり六分の一にした方がいいじやないかという御意見が出ておるのですが、これはなる程さうでありまして、先程私が全国区において衆議院の原案の六分の一の制限ではきつす

ぎると、やはり八分の一にしなければいかんということを主張したのですが、それと同じ理由によつてやはり参議院の原案は四分の一でしたけれども、それを六分の一にゆるめるといふことがいいと、こういふふうには思ひます。皆様の御意見を聞かして頂きたいと思ひます。

○小林勝馬君 岡本さんの御説明の通り、やはり全国区で衆議院の案のように六分の一にした場合は、十万という数字が出たという御説明でございませうけれども、十万ちよつと欠けたというやうなもので落選ということに相成りますと定員が少い關係上、やはり再選挙も十三万を超えなかつたやうな結果になりますので、その危険を除くために六分の一にして方がやはり全国区はいじやないか、尙また地方区におきましても衆議院の場合と同じ全県一區と申しましても、衆議院の全県一區の場合は定員数が非常に多い。四人乃至五人でございませう。参議院の場合はこれがこれから一名ずつになつて行きますので、できるだけさういふことのないやうな、六分の一の案に賛成いたします。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 只今大島君のお話は全国区の「有効投票の総数を除して得た数の四分の一」といふのを六分の一とするという御意見でありまして、これに賛成の方が相当あるのではありませんが、さうするとこれは四分の一を六分の一に直すといふことについて

を異議ありませんか。
「異議あり」と呼ぶ者あり
○島村軍次君 只今のは全国区の場合ですか、第二項を八分の一に、委員長第二項は八分の一でなければいかんので、それは六分の一というからそれを直ちに話されたのでは我々全く……
○小林勝馬君 三項の話なんです。
○羽仁五郎君 小林君さつき六分の一と言つたよ。
○小林勝馬君 六分の一は困るので八分の一にして貰いたい。
○委員長(小串清一君) それでは全国区として八分の一、地方区は六分の一とかやうに修正して、これは第二項、第三項、第四項、第五項、第六項については別段御意見ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小串清一君) 只今の御意見にいたしますと、九十三條の沒收率ですな、これをやはり幾分かゆるめなくてははいけないのじやないか、全国区が八分の一だから地区選出が五分の一でこれは直さなければいかんのですけれども片方は八分の一で差支えない。
○小林勝馬君 九十三條のやはり三項の数字をやはり六分の一にこれを訂正して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 速記を止めて下さい。
「速記中止」
○委員長(小串清一君) それでは速記を續けて下さい。
この九十五條の修正の点は九十三條にも及ぶのですが、これは法制局の方

で調査をして、諸君の御意見に丁度當嵌るやうに修正案を作つて貰つて、更に決定の際に提出することにいたします。

それでは百二條の説明を求めます。
○法制局参事(菊井三郎君) 百二條の問題の前に、第九十條の三項、四項、五項にちよつと問題があるので申し上げます。

大抵九十七條は、当選人の繰上げ補充に關する規定なのでありますが、この点につきましては、建前は公職選挙法案と参議院案と同じ建前になつております。併しなから衆議院の公職選挙法案では第三項、第四項、第五項に亘りましては、地方公共団体の長の選挙、教育委員会の委員の選挙を別個に三項、四項、五項にいたしております。併しなから参議院の要綱には第二項に、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会の議員及び長、教育委員会の委員を全部一括いたしておりますので、三、四、五項というものの相當する欄が空白になつておるわけでありませう。この中でやや違ひます点は、地方公共団体の長の選挙につきまして公職選挙法案では、三ヶ月の期間以内に繰上げの事由が生じたかどうかという点について期間の區別を設けておりません。又教育委員会の委員の選挙につきましても、その區別を設けておりませんが、参議院の要綱案ではそれを區別しておる点が違つております。併しなから立法の点から申しますと、公職選挙法案の方が正しいのではないか、か

うに考えております。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小串清一君) それでは第百二條について説明を求めます。
○法制局参事(菊井三郎君) それでは第百二條について申し上げます。
公職選挙法案の第百二條は、当選人の當選決定の効力を規定いたしております。参議院の要綱案では同様の趣旨で、當選決定の効力を規定いたしておりますが、表現が違つております。公職選挙法案では「当選人の効力は、前條第二項の規定による当選人の告示があつた日から、生ずるものとする。」とかやうになつておりますが、参議院案では「第百十六條の規定により告示された当選人は、議員、長又は委員の任期の起算の日からそれ」議員、長又は委員となる。」とかやうに規定いたしております。併しなから趣旨においては同じことに歸するのではないかと、かやうに考えられます。

○委員長(小串清一君) これは意見ありませんか。衆議院の案で……
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小串清一君) 異議なしでありますから、この際百三條の説明を願ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) 第百三條は、兼職禁止の、職を辭さない場合の当選人の失格に關する規定であります。公職選挙法案では「当選人で、法律の定めるところにより当該選挙にかかる議員、長又は委員と兼ねることができない職に在る者は、当該選挙に關

する事務を管理する選挙管理委員会に
対し、第百一條第二項の規定により当
選の告知を受けた日から五日以内にそ
の職を辞した旨を届出をしないとき
は、その当選を失う。かように規定を
いたしております。然るに参議案で
は、その点が「職を辞する旨の届出を
しなければならぬ」と、かようにい
たして申出をしなかつた場合について
別段の規定をいたしております。こ
の点が相違しておるのであります。
案をいたしましては、公職選挙法案の
方が妥当ではないかと考えられます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) これも御異議
なしと認めまして、第十一章特別選挙
についての御説明を求めます。第百十
條。

○法制局参事(菊井三郎君) 第百十條
の問題は、参議院全国選出議員及び地
方公共団体の議会の再選挙に関
する規定であります。この規定の中
の第二号に「都道府県の議会の議員
の場合には、同一選挙区において第百
十三條第一項にいうその議員の欠員の
数と通じて二人以上に達したとき」と
かように規定いたしております。然る
に参議院案では、この場合に「六分の
一をこえるに至つたとき」というよう
に規定いたしまして、数の規定が異な
つております。この点が相違しておる
点であります。

○島村軍次君 二人以上ということ
は、この前の選挙法ではどうなつてお
るか、今記憶はありませんが、六分の
一というのが普通の考え方やなかつ
たでしょうか、特にこうされたのは、
衆議院の方の簡単な説明を願いた
いと思います。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 六
分の一にいたしますと、しよつ中この
再選挙を行うことになりまして、少
くとも二人以上最小限度欠員が生じた
ときでなければ再選挙を行わない。こ
ういうのでむしろ現行法を制限する意
味で二人以上、こういうことになつ
ております。但し、議員の定数が一人
である選挙区においては一人に達した
とき、こういふ但し書をつけました。
【賛成「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(小串清一君) それではこれ
も選挙法案に御異議ないと認めまし
て、今度は百十一條の説明を願います。

○法制局参事(菊井三郎君) 第百十一
條は、議員、長又は委員の欠けた場合
等の通知に関する規定であります。こ
の百十一條の第二項、第三項に關する
規定が参議院案ではございません。併し
ながら案をいたしましては、公職選挙
法案の方がよろしいのではないかと考
えられます。【異議なしと呼ぶ者あ
り】

○委員長(小串清一君) これも御意見
なきものと認めまして、第百十三條の
説明を求めます。

○法制局参事(菊井三郎君) 第百十三
條は、補欠選挙に関する規定でありま
す。参議院案におきまして、この点は
大体同趣旨において立案されておるの
であります。異なるところは第一項
のうちやややまんのあたりであります
が、七行目の下の方であります。当選
人を定めることができることを除く
外」と衆議院案では「当選人を定めるこ
とができず又は選挙を行わないで当選
人を定めても、なおその欠員の数が」と
いう点が違つておるのであります

が、大体におきましてこれは趣旨にお
いては同じであらうと考えられます。
尙四号の場合におきまして、公職選挙
法案では「当選人の不足数と通じて二
人以上に達したとき」かようにありま
すが、参議院案では「六分の一をこえ
るに至つたとき」かように規定いた
しております。尙公職選挙法案では四
号、五号の規定がございしますが、参議
院案では四号でこれを一括しておるわ
けであります。

○島村軍次君 公職選挙法案に賛成い
たします。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議がない
ようでありますから、これもそのよう
に決定いたします。

その次は公職選挙法案でなくて、参
議院の方の案にありますが第百三十六
條、どういふ違いですか、それを御説
明して頂きたい。

○法制局参事(菊井三郎君) 公職選挙
法案には、この点規定は特にないの
であります。参議院案の百三十二條に
おきまして「教育委員会の補充委員の
選任」の規定を設けております。これ
は教育委員会の委員の選挙について、
「第百二十四條第四号から第六号まで
に相当する事由又は欠員が、その選挙
の期日から三箇月経過後に生じた場合
において、当選人を定めることができ
ないときは、当該教育委員会において、
委員の被選挙権を有する者のうちか
ら速かに補充委員を選任する」という
ことになつております。これは教育
委員会の補充委員を選挙においてでな
しに選任するという制度を取らうとい
うのであります。これは現在の教育委
員会法の建前といたしまして、こうい

う制度を採用いたしておりますので、
現行制度を尊重した結果、このような
規定を置いたわけでありまして、併しな
がら公職選挙法案では、このような建
前を取つておりません。繰上げ補充
なり、或いは補欠選挙をするという建
前になつておる点が違ひます。

○羽仁五郎君 公職選挙法案に賛成で
す。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(小串清一君) 御異議ないよ
うでありますからさうに決めまし
て……

○島村軍次君 この辺で打切られたら
どうですか。

○委員長(小串清一君) もう少しやり
ましよう。百十五條第三号、説明を願
います。
○法制局参事(菊井三郎君) 第百十五
條におきまして、公職選挙法案では合
併選挙及び在任期間を異にする議員又
は委員の選挙の場合の当選人に關する
規定を設けております。第三項におき
まして、在任期間を異にする参議院議
員について選挙を合併して行なつた場
合についての規定を設けております
が、参議院案におきましては、この場
合に当選人の中で当選無効の訴えによ
つて当選が無効となつたり、或いは被
選挙資格を喪失して当選人たるの効力
を失なつたというような場合におきま
しては、公職選挙法案によりまして、
次点者がいきなり在任期間の長い議員
に繰上補充をされるというような欠点
がありますので、参議院案におきまし
ては順次得票数の多い者から在任期間
の長い議員に繰上げて行くというよう
な建前を取つております点、この案
と相違しておる点であります。

【賛成「と呼ぶ者あり」
○委員長(小串清一君) 御意見がなけ
れば第百十五條は公職選挙法案の方に
ひとまず決定いたします。
○羽仁五郎君 今のは選挙基本法の方
が理論的にいいのじやないですか、ど
うですか。
○島村軍次君 只今の問題は少し研究
を要するのではないかと思います。衆議
院の方は順次に繰上げるということ
ではないといううなことになるので
だと思ひますがね。保留して頂きたい
と思ひます。

○委員長(小串清一君) ちよつとお諮
りいたしますが、保留いたしますか。
○羽仁五郎君 衆議院はどうしてこ
ういふことを絶えず強調されないの
か……、こちらから申出であるのを無
視されておるといううな感じがする
のです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 今
問題になつておりますのは百十五條の
三項だと思ひますが、これは別にこ
ちの方からの申出は何もなかつたと思
つておりますが、これは現行の参議院
選挙法がこの通りになつておりますの
で、別にこれを変更した意味ではあり
ませんし、その制度がいいだらうと思
つてそのままに載せてあるわけでは
ありません。只今私が申しました通
り、修正案が出て決定してあるの
ですから、留保して意見を決定したい。
皆さんの御賛成を願ひます。
【賛成「と呼ぶ者あり」
○委員長(小串清一君) これは保留し
て置きます。
それからその次がもう一つ参議院の
方にある衆議院の方がないのがあり
ます。その説明を願ひます。

衆議院の方はすべて選挙によりまして、欠ければ一般の選挙と同様に、補欠であれば補欠選挙を行う、再選挙であれば再選挙を行う、こういうような一般選挙方式を採用しておりますが、これとも関連いたしておりますが、衆議院におきましては、教育委員会に欠員が生じた場合には、只今のような場合には欠員の補欠選挙、こういう

○委員長(小串清一君) 御異議ありませんか、選挙運動は少し研究のために次回に移すということに……

○大島農夫雄君 衆議院で今日この案が可決されるとすると、余り延ばすと参議院で審議の期間を失つてしまう。

〔そういうことはないでしょう〕と呼ぶ者あり〕 議会は大体いつまで続く予定ですか。

法制局側
委員會事務局長
參事(第二部
第一課長)
衆議院法制局側
參事(第一部長)
菊井 三郎君
三浦 義男君

昭和二十五年三月二十四日印刷

昭和二十五年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁